

響の会 会則

第1条（名称）

本会は、市民有志により構成される任意団体であり、名称を『響の会』とする。

第2条（目的）

本会は、須坂市に残る歴史ある蔵の町並みと豊かな文化資源を市民とともに未来へつなぎ、「蔵と文化の町 須坂」としての魅力を広く発信することを目的とする。

そのために、芸術祭の開催をはじめ、文化芸術に関する学びや交流の機会をつくり、市民がふるさとに誇りを持てる環境づくりを推進する。

第3条（活動）

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 須坂市芸術祭 HIBIKI の開催および運営
2. 須坂の歴史と文化芸術に関する学びの場・勉強会・見学会などの企画と参加
3. 目的を共有する団体との協力および交流
4. その他、目的達成に必要な活動
5. 上記に関する広報活動（SNS、ホームページ、メディア対応、資料作成等）

第4条（会員資格）

本会の活動趣旨に賛同し、須坂市の文化芸術の振興に関心をもつ高校生以上の方で、理事会にて承認された方。

第5条（会員）

本会の会員は、次の区分とする。

1. 理事
本会の理念に賛同し、専門的知見・経験を生かして運営方針に提案を行う。
2. 役員
企画・運営・調整を行い、本会の方向性と会務をまとめる。運営費用等を含め、全ての責任を負う。
3. 実行委員
企画・運営の実務に協力し、事業の円滑な実施を支える。
4. 一般会員（響サポーター）
本会の活動に賛同し、広報協力や当日ボランティアなどに参加する。

第6条（会費及び報酬・謝礼）

1. 原則として会費は徴収しない。ただし、運営上必要とした場合は、別途理事会にて協議検討する
2. 理事、役員への報酬については、決算状況によって理事会にて検討する。実行委員、一般会員への謝礼は事業費として計上し支払う。

第7条（役員）

- 1 本会に次の役員を置く。
 - ① 会長
 - ② 副会長（必要に応じて）

- ③ 事務局長
- ④ 会計
- ⑤ 会計監査
- ⑥ その他必要と認める役職

2 役員は理事の中から選任する。

第8条（役員を選任）

役員は、理事会において選任する。任期は1年とし、再任を妨げない。
ただし、次の役員が選任されるまでその職務を継続する。

第9条（会議）

1. 理事会

本会の基本方針および重要事項を審議・承認する。

年度当初および必要時に開催。

※事業細部の運営は、理事会の決議により役員会に委任できる。

2. 役員会

事業細部について企画・立案し、理事会に図る。

毎月1回定期開催、その他必要に応じて開催。

3. 実行委員会

理事と実行委員で構成する。事業の具体的な運営について協議し、実行する。

必要に応じて開催。

第10条（事業年度）

1. 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

2. 毎事業年度の開始後、速やかに年間事業計画および収支予算を策定する。

3. 年間事業計画の主な内容には、次のような事業を含むものとする。

(1) 須坂芸術祭 HIBIKI の開催（年1回・11月第1日曜日周辺）

(2) 勉強会・見学会などの企画・実施（年2～3回程度予定）

(3) その他、総会の開催等を含む必要な事業

第11条（会計）

1. 本会の収支は、計画された事業収入、協賛金、寄付金その他の収入をもって充てる。

2. 会計は収支を明確にし、事務局が管理する。

第12条（個人情報）

会員の個人情報は、本会の運営および連絡以外の目的には使用しない。

第13条（規約の改正）

この会則の改正は、理事会の承認をもって行う。

第14条（解散）

本会は、理事会の決議により解散することができる。

2026年1月16日制定